

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第53号
事故等種類	衝突
発生日時	平成23年11月27日 11時45分ごろ
発生場所	北海道浦河町浦河港内 浦河港南防波堤灯台から真方位097° 920m付近 (概位 北緯42° 09.8′ 東経142° 46.1′)
事故等調査の経過	平成23年12月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十八 ^{りゅうこう} 隆高丸、4.4トン HK3-96782（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第18 ^{せいしん} 盛辰丸、2.73トン HK3-85791（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首外板に亀裂等 B 左舷防舷材損傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、はたはた刺し網漁のため、浦河港港奥を離岸し、船長Aが手動操舵を行い、同港内の北内防波堤の手前に至ったとき、同防波堤の外側に入航態勢のB船を認めたことから、B船の通過を待つため、機関を中立として停留中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、はたはた刺し網漁を終え、浦河港内を約3ノットの速力で手動操舵により港奥に向けて東進中、平成23年11月27日11時45分ごろ、浦河港南防波堤灯台から真方位097° 920m付近において、A船の左舷船首とB船の左舷船首が衝突した。 船長Bは、顎部裂傷を負ったが、両船は、自力で港内係船場所にそれぞれ着岸した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 2、視程 約7km 海象：波高 約1m
その他の事項	船長Aは、衝突前に入航態勢のB船を認めていた。 船長Bは、衝突して初めてA船の存在に気付いた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	A あり、B あり A なし、B なし

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、浦河港を港口に向けて西進していた際、船長Aが、入航態勢のB船を認めたことから、B船の通過を待とうとして停留中、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、浦河港内を港奥に向けて東進中、船長Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で停留中のA船の存在に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、浦河港内において、A船がB船の通過を待とうとして停留中、B船が港奥に向けて東進中、船長Bが見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船首方に他船を視認した場合には、他船が通過するまで衝突の虞があるかどうかを判断すること。 ・ 港内であっても見張りを適切に行うこと。